北　海　道　警　察

金属くず回収業に関する条例等の一部改正について

この度、金属盗難の認知件数の増加等の社会情勢を踏まえ、金属くず回収業に関する条例及び金属くず回収業に関する条例施行規則がそれぞれ改正され、令和７年７月１日から施行されることになりました。改正の概要は、次のとおりです。

①　欠格事由の見直し（営業者・役員等）

●　金属くず回収業の許可の基準について、次の者を欠格事由として追加します。

・　窃盗の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して５年を経過しない者

・　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の６の規定による命令又は第 12 条の４第２項の指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して３年を経過しないもの

②　ウェブサイトへの氏名等の掲載義務（新設）

●　金属くず回収業者は、「標識」を営業所に掲示するとともに、ウェブサイト上においても氏名等を掲載しなければならないこととされました。

〔掲載が必要な事項〕

・　氏名又は名称　・　公安委員会から許可を受けた旨　・　許可証の番号

●　次のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの掲載義務は免除されます。

・　常時使用する従業者の数が５人以下である場合

・　当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

③　相手方の真偽の確認方法の明示

●　相手方の住所、氏名及び年齢の確認方法として、身分証明書及び運転免許証、マイナンバーカード等の提示を受けること又は相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることにより行うこととされました。

●　相手方からその住所、氏名及び年齢が記載された文書の交付を受ける場合の文書への署名の方法について、当該金属くず回収業者等の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならないこととされました。

問合せ先　北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係
（代表）011-251-0110　内線　3137・3141